

## 住民総幸福のまちづくり条例(仮称)制定に向け 「京丹後市まちづくり委員会」に諮問

平成26年5月23日  
京丹後市役所

本市では、幸福のまちづくり研究会を設置（平成24年10月）し、市民幸せ度アンケートの実施や幸福度指標案の作成など研究・検討をすすめるほか、本市が幹事を務める全国55の自治体で組織する「住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体（通称「幸せリーグ」平成25年6月発足）」での活動など、「市民総幸福の最大化」を目指したまちづくりに向けた取り組みを行っております。

この度、幸福のまちづくりを推進するエンジンとなる条例の制定に向け準備を進めているところであり、条例の制定について審議していただくため、次のとおり京丹後市まちづくり委員会に諮問します。

### ■ 京丹後市まちづくり委員会（平成26年度第1回）

#### （1）日時

平成26年5月26日（月）午後1時30分から

#### （2）場所

市役所 201会議室

#### （3）諮問内容

別紙諮問書のとおり

#### （4）スケジュール

スケジュール	内容
5月26日	まちづくり委員会に条例制定について諮問
6月～	まちづくり委員会で条例制定について内容審議
9月（目途）	議会に条例案を提案

## ■ 京丹後市まちづくり委員会の設置概要

委員会は、自治と協働によるまちづくりの推進に関する施策について審議し、答申するとともに、次の事項についても調査し意見を述べることとしています。

- (1) 公益性のある市民活動の推進に関すること
- (2) 地域振興協議会及び地域まちづくり協議会からの提言に関すること
- (3) 地域まちづくり組織の育成・支援策に関すること
- (4) 地域まちづくりリーダーの育成・支援策に関すること

平成25年度は、市長から諮問された「地域振興交付金」の在り方について、答申を行いました。

## ■ お問い合わせ先

- ・幸福のまちづくりに関すること      企画政策課（TEL：69-0120）
- ・市まちづくり委員会に関すること      市民協働課（TEL：69-0240）

(別紙)

平成26年5月26日

京丹後市まちづくり委員会 会長 様

京丹後市長 中山 泰

諮 問 書

京丹後市まちづくり委員会条例第2条の規定に基づき、下記事項についてご審議いただきたく諮問します。

記

諮問事項

住民総幸福のまちづくり条例（仮称）の制定について

誰もが幸福をますます実感できる住民総幸福のまちづくり推進条例  
(住民総幸福のまちづくり条例(仮称)) - モデル条例 - (草案)

今日、地域社会をめぐり少子高齢化やグローバル化、情報化など、社会経済状況は時々刻々と変化し、住民の価値観とあわせ行政の課題はますます多様化しています。

このように、価値観や行政課題が多様で相互に関わり合い複雑化しているだけに、行政を展開していく上で、住民の福祉の増進を総じて目的としながらも、本来見失ってはいけない大切なもの・本質(価値又は政策的果実)を気づかないうちに埋没させてはいないのかどうか、昨今、地方における行政の責任と自主的裁量が高まっているがゆえにも、地方自治に求められる「民主的で能率的な運営」を図るうえで絶えざる検証がますます求められる状況となっています。

このため、行政運営の基点に、住民が生活を営む上で善きもの、正しきもの、喜ばしきものとして誰しもが願い、最高規範である憲法にも追求権が規定される普遍的な価値観としての住民個人や住民社会の“幸福”を真正面に明確に据え、これを中心軸としてまちづくりの方向を揺るがず見定めていくことが、多様・複雑な行政事情の中にあって効果的かつ真に住民本位な行政を進めるうえで、いよいよ重要であります。

とりわけ、“幸福”が日常の住民生活又はその現場と共にあり、その中で育まれるものであることから、住民に身近な地方公共団体が率先して、このような“幸福”を明確に中心軸に据えたまちづくりを展開していく意義はとて大きいものです。

このような認識のもと、誰もが幸福をますます実感できる、いわば住民総幸福のまちづくりを進める基本的で共通的なことがらを定める規範として、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、〇〇市(町村)の目指す住民総幸福のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、これを推進するための基本的で共通的なことがらを定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 幸福は、地方自治において追求される住民福祉の本質であるとともに住民生活において実現されるべき普遍的かつ恒久的価値であり、まちづくりは、住民の誰もが幸福をますます実感できる、いわば住民総幸福の増進が持続的に発展するよう、住民一人ひとり及び市が、共助と協働によって進めるものとする。

(市の役割と規範)

第3条 市は、住民の悩みや願いを聴取することに努め、これを受け止め、真摯に向き合い、行政施策への効果的な反映にできる限り努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、住民個人の幸福とともに、住民誰もが幸福実感できる施策のありようについて、当該施策形成のための住民参加が促される環境づくりに可能な限り留意しながら、検討に努めるものとする。

第4条 市は、行政施策の立案・執行に当たっては、総合計画等の基本的な計画を踏まえつつ、幸福の多面的・総合的性格にかんがみ、施策体系における物質的な生活状態(所得、居住環境など)に係る施策と生活の質(健康、安全、地域社会など)に係る施策との調和・バランスとともに、このような物質的・客観的幸福の観点のみならず、精神的・主観的幸福の観点にも合理的に可能な限り配意して、これを行うよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、施策の平等と公平に依拠しつつ、可能な限り選択可能で系統的な施策の体系を用意・提供し、住民に対し選択的で、きめ細やかな施策の立案・執行に努めるものとする。

第5条 市は、幸福の多面的・総合的性格にかんがみ、地域の実情と特色に応じつつ、また、広く視野をもちながら、住民及び住民社会の幸福度を可能な限り客観

的・具体的に可視化できるよう指標化し定期的にこれを見直すよう努めるものとする。

(市民の役割と努力)

第6条 市民は、幸福を追求しこれを実現・享受する主体であり、改めてその自覚を深めるとともに、市民自らの幸福はもとより、それぞれの可能な範囲でかつ可能なところから他の市民及び市民社会等の幸福の実現への寄与・協力ができるよう努めるものとする。

2 なお、前項における他の市民及び市民社会の幸福の実現への寄与・協力について、市民は、同項を含めいかなる制度的規範の如何にかかわらず、もっぱら自らの良心に従って、自主的にこれに努めるものでなければならない。

第7条 市民は、自ら幸福追求の主体であるとの自覚のもと、それぞれ可能なところから市の施策形成の過程又はまちづくりに積極的に参加するよう努めるものとする。

第8条 幸福の基礎には必要最低限の生活基盤の維持が欠かせないことから、市民は、自らの生活の維持、安定を図ることに著しい支障を来たさないよう、過剰で生活破壊的な浪費等の防止について自覚と行動に努めるものとする。

<まちづくりの指針>

(幸福の基礎を支える公的・社会的セーフティネット)

第9条 市は、国・都道府県・関係機関（以下、「関係機関等」という。）と連携して、いわゆる社会経済的な弱者にあっても健康で文化的な必要最低限な生活が常に営めるよう十分な配慮とセーフティネットの構築に努めるとともに、直面する状況を克服するための当該住民の主体的な努力が、何ら属人的にも制度的にも制約を受けることなく促されるよう必要な制度環境の整備を行うものとする。

2 市は、関係機関等と連携して、いかなる犯罪の防止、各般に及ぶ防災・減災の推進など安全で安心できる生活環境の整備に最大限努めるものとする。

3 市は、住民の命を守ることが福祉の尊い原点であることを自覚し、関係機関等と連携して、住民一人ひとりの命に真剣に向き合い、人の命が尊ばれ一番大切にされる社会、ひいては命を支える公的・社会的セーフティネットが自然な形で何重にも張り巡らされ、誰も自殺に決して至らせない、生き心地のよい社会づくりに最大限努めるものとする。

(共助等の環境)

第10条 市は、市民が様々な社会的絆で互いにつながり、互いに支え合い助け合い、社会や地域において互いに役割を担い合える制度的又は社会的環境づくりに可能な限り努めるものとする。

2 市は、市民が他の市民及び市民社会等の幸福の実現への寄与・協力を行うことが無理なく促される又は妨げられないような環境の整備に努めるものとする。

(将来世代の幸福への配慮)

第11条 住民総幸福のまちづくりを推進するに当たっては、将来世代の住民及び住民総幸福の増進の観点についても可能な限り配慮されなければならない。

(他地域の住民の幸福への配慮)

第12条 住民総幸福のまちづくりを推進するに当たっては、同じ日本国の一員として又は国際交流の関係においても含め、全国のそれぞれの地域がそれぞれの伝統と特色を活かして、社会のあらゆる分野において目にふれにくい部分を含めて様々につながり合い、互いに支え合い助け合い、機能と負担を分かち合い相互作用をして地域と国の発展を支えこれに貢献している実態を尊く踏まえ、他の多くの地域社会・地域住民等の幸福の実現への寄与・協力についても可能な限り配慮されるべきものとする。

以下、適宜、追加等